

（寄稿）

NOMURA

「医療法人の出資持分承継の税務」

＜ 要約 ＞

医療法では、医療法人は剰余金の配当をしてはならないと規定されています。そのため、医療法人の獲得した利益は、医療法人の内部に蓄積され、業績が好調な医療法人であれば利益が法人内部に積み上がり、出資持分の評価額が上昇する傾向にあります。

出資持分の評価額が高い状態で相続が発生すると、出資持分を相続した相続人には、多額の相続税が生じます。場合によっては、納税資金が不足することも考えられ、出資持分の評価額の上昇は、後継者へ承継する際の大きな問題となります。後継者への承継を考えるに際しては、出資持分の評価額が低い状態で後継者へ移転させることが有効と考えられ、まずは現時点での出資持分の評価額を把握することが大切になります。

出資持分の評価額は、医療法人の規模に応じ、類似業種比準価額方式と純資産価額方式を用いて算定します。類似業種比準価額方式の場合、出資持分の評価額は、医療法人の利益や純資産の額に影響を受けやすくなります。

したがって、退職金の支給や病医院の建替え等で多額の費用や損失が生じる場合には、利益や純資産の額が減少し、類似業種比準価額方式による出資持分の評価額が低くなります。後継者への承継を検討している医療法人で、現状の出資持分の評価額が高い場合には、このように出資持分の評価額を引き下げて、後継者へ移転させることが必要となります。

本稿では、医業承継対策の考え方から、出資持分の評価額の算定方法、評価額の引き下げ方法や後継者への移転方法について解説致します。

2011年9月28日

Healthcare note

(No. 11-11)

寄稿者名：
税理士法人
山田&パートナーズ
医療事業部
板持 英俊

編集主幹
野村ヘルスケア・
サポート&アドバイザー
河添 麻美

野村證券株式会社
金融公共公益法人部